

事業主の皆様へ


労働保険関係の電子申請手続について

～ 24時間いつでもパソコンを使って手続が行えます ～

労働保険の成立、年度更新、所在地の変更等、多くの手続について電子申請をご利用いただけます。

電子申請は、24時間いつでもオフィス等から、インターネットに接続されたパソコンを使って、届出・申請を行うことができます。入力項目のチェック機能等、電子申請ならではの機能もありますので、電子申請を是非ご利用ください！

電子申請は、e-Gov(電子政府の総合窓口)からご利用いただけます。

 イーガブ 電子政府の総合窓口 イーガブ

(<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>)

電子申請をご利用いただくには、電子証明書を取得いただく等事前準備が必要です。詳しくはこちらをご覧ください。

→ <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html>

【問い合わせ先】 滋賀労働局総務部労働保険徴収室
適用係
大津市御幸町6-6
☎ 077-522-6520